

国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

国立大学法人神戸大学(以下「本学」という。)では、ネーミングライツ(施設等の名称に、法人名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利)制度を導入しています。ネーミングライツ制度は、ネーミングライツを取得した法人等(以下「ネーミングライツ・パートナー」という。)からネーミングライツ料を得て新たな財源を確保し、本学の教育研究環境を向上させることを目的としています。このたび、本学の保有施設のネーミングライツの取得を希望する法人等を、以下のとおり募集します。

1. 対象施設

鶴甲第1キャンパス C棟2階 コモンルーム

※別称等のサイン及びインフォメーションボードの掲示可能エリアについては、別紙をご参照ください。

2. 募集の概要について

(1)協定の条件

- ① 協定の期間:2026年11月1日から3年以上5年以内(更新可。協定期間の始期は変更とすることがあります。また、施設の改修工事等が生じた際は、期間の短縮・中断・延長等をご相談する場合があります。)
- ② ネーミングライツ料(年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。)

(2)応募資格

本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、ネーミングライツの取得を希望する法人等。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑥ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑦ 前各号によるもののほか、本学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

(3)別称等の付与

- ① 命名する別称等(法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと)は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとします。

- ② 大学施設にふさわしい別称等とし、次に掲げるものは認められません。
- ・法令等の規定に違反し、又は違反するおそれのあるもの
 - ・公序良俗に反し、又は反するおそれがあるもの
 - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
 - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
 - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
 - ・本学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
 - ・人権を侵害するおそれのあるもの
 - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
 - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
 - ・その他本学が別称等として適当ではないと認めるもの
- ③ 別称等並びに別称等のサイン及びインフォメーションボード等(以下「サイン等」という。)は、本学で審議の上、最終決定しますので、別称等及びサイン等の変更を求めることがありません。
- ④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナーからの協定期間中の別称等の変更はできません。

(4)その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナーには、次の各号に掲げる特典があります。

(※詳細な内容については、本学と事前協議することが必要です。)

なお、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

- ① 対象施設等にサイン等を設置することができます。ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限が生じる場合がありますので、サイン等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学との事前協議をお願いします。
- ② 本学は、本学の広報誌やホームページを通じて、別称等の普及と定着に努めます。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、PRすることができます。
- ④ ネーミングライツ・パートナーからの希望がある場合、ネーミングライツ施設開設記念式典を実施することができます。ただし、学長または理事が出席する式典については、一定額以上の協定を締結している場合を原則とします。
- ⑤ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

(5)別称等の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、維持、変更及び協定期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。(ネーミングライツ料とは別に負担願います。)
- ② 協定締結後に作成する大学広報誌等への別称等の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。
- ③ 別称等の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ④ サイン等が破損等した場合、又はこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、すべてネーミングライツ・パートナーの負担とします。

(6)募集期間

2026年7月13日(月)から2026年7月31日(金)

郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は
土、日・祝日及び大学が定める休日を除く、午前9時から午後5時までとします。

(7)現場説明会【事前申込制】

2026年7月22日(水)午前9時30分～午前10時30分

鶴甲第一キャンパスC棟4階 C413室

※現場説明会への参加をご希望される場合は、メールにて2026年7月16日(木)の
午後5時(現場説明会申込期限)までに件名に「【現場説明会参加希望】国立大学法人神
戸大学ネーミングライツ・パートナー」と記載のうえ、下記7【申込書の提出先及び問合
せ先】にご連絡ください。同期限までに各社からのお申し込みがない場合は、現場説明
会は開催しません。

(8)応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書(別紙様式1)
- ② 概要及び直近3年間の決算報告書
(直近3年間の決算報告書の提出ができない場合は、提出可能な期間の決算報告書及
び全省庁統一資格の提出を以って代えることができる)
- ③ 履歴事項全部証明書(発行3ヶ月以内のもの)
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面(納税証明書など)
- ⑤ その他、応募資格を有していることを証する書類(誓約書)(別紙様式2)
- ⑥ 協定書案の修正案(原則原案使用、修正・追記等がある場合のみ)

(9)選定方法

次の資格要件及び選定基準をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募の趣
旨、別称等案、ネーミングライツ料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パ
ートナーの候補者を選定します。なお、いずれの応募についても、不適当とする場合があり
ます。

(10)選定結果の通知及び公表

選定結果はすべての応募者に通知します。
複数の応募があった場合、選定の結果、上位2者を協定予定者として選定し、第1順位者を
優先交渉権者、第2順位者を次点交渉権者としています。

資格要件及び選定基準

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	資格	・応募資格を満たしているか。 ・過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。 ・経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称等 (サイン等を含む)	・学生及び教職員に受入れられるか。 ・施設のイメージを損なう恐れがないか。 など	適・否
選定基準	ネーミングライツ料	・財政的な観点から高額であるほど高評価とする。	金額
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判定する。		順位

3. 協定の締結・更新

本学は、前述の第1順位者と交渉を行い、ネーミングライツに関する協定を締結します。不成立の場合、第2順位者と交渉を行います。

なお、協定締結後、決定した別称等、ネーミングライツ・パートナー及び協定期間等を公表します。また、協定期間の更新を希望するときには、協定期間満了の3ヶ月前までにその旨を本学に通知することで、既協定者に優先交渉権を付与します。

4. ネーミングライツ料の納入時期

ネーミングライツ料は、初年度分については、協定締結月の翌々月の末日までに、また複数年契約の場合は、協定期間年度(4月1日～翌年3月31日)の5月末日までに1年分を一括して納入するものとします。ただし、年度途中で協定期間が満了となる場合、1年分の12分の1に月数を乗じた額(千円未満四捨五入)とします。

5. リスクの責任分担

新たに設置した別称等のサイン等により第三者に損害が生じた場合の負担や対象施設等につけた別称等が第三者の商標権等を侵害した場合の責任及び負担は、ネーミングライツ・パートナーが負うこととします。

6. 協定の解除及び中断

ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設等のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、大学は期間満了を待たずに協定を解除できることとします。

また、ネーミングライツ・パートナーの事情等により別称等の継続が困難な場合は、3ヶ月以上前に大学へ協定の解除を申し出てください。

ただし、すでに納付済みのネーミングライツ料の返還はできません。

これらの協定解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担と

します。

公募後(協定締結後)に対象施設における工事の実施が見込まれる場合は、期間の短縮・中断・延長等に関して双方で協議できることとします。

7. 申込書の提出先及び問合せ先

神戸大学財務部経理調達課

〒650-8501 神戸市灘区六甲台町1-1

Tel 078-803-5158

Email fn-keiyaku1@office.kobe-u.ac.jp

担当:定成

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。
数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、
確認の連絡をお願いいたします。

神戸大学ネーミングライツ・パートナー申込書

神戸大学のネーミングライツ・パートナーとなることを希望しますので、審査をお願いします。なお、この申込書については、事実と相違ないことを誓約します。

年 月 日

国立大学法人神戸大学長 様

法人等の住所及び名称	〒	
代表者等氏名(注1)		
担当者氏名	部署名	
連絡先	電話	FAX
	E-mail	
応募の趣旨		
別称等案(注2)	フリガナ	
希望協定期間	年	ヵ月
希望協定価格	円／年（税抜き）	
式典の実施について	ネーミングライツ・パートナーとして決定された場合、 ネーミングライツ施設開設記念式典の実施を ☐ 希望する ☐ 希望しない	
その他希望事項		

(注1)「代表者等」は担当責任者でも可。押印は不要。

(注2)サイン等の案は別紙に記載し、本申込書に添付すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

国立大学法人神戸大学
契約担当役 殿

(誓約者)

住所

商号または名称

代表者名

印

私は、「国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パートナー」に係る公募の応募にあたり、次の事実がないことを誓約します。

なお、本誓約内容に相違する事実が判明した場合には、本公募の参加資格を解除され、貴学に損害が発生した場合には、損害賠償を請求されることについて異議を申し立てません。

- 1 国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程(以下、「契約規定」という)第3条及び第4条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同3条中、特別の理由がある場合に該当する。
- 2 その他契約規程第5条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- 3 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 4 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者でないこと。
- 5 国、地方公共団体、国立大学法人または独立行政法人等から、取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

私は、「国立大学法人神戸大学ネーミングライツ・パートナー」に係る公募の応募にあたり、法令及び貴学契約事務取扱規程を遵守するとともに、談合等の不正行為を一切行っていないこと及び今後も行わないことを誓約します。

私に談合等の不正行為があると認められた場合には、本公募の参加資格の解除及び契約の解除を含む如何なる処分を受けても異議のないことを併せて誓約します。

【別紙】 鶴甲第1キャンパス コモンルームについて

- 施設名称 鶴甲第1キャンパス C棟2階 コモンルーム
- 面積 22m²
- 利用形態 コモンルーム
- 主な利用者 全学部の1年生
- 利用可能時間帯 8:50～18:30（授業日）
- 実績（2025年度） 年間160日開放、約3,000人利用

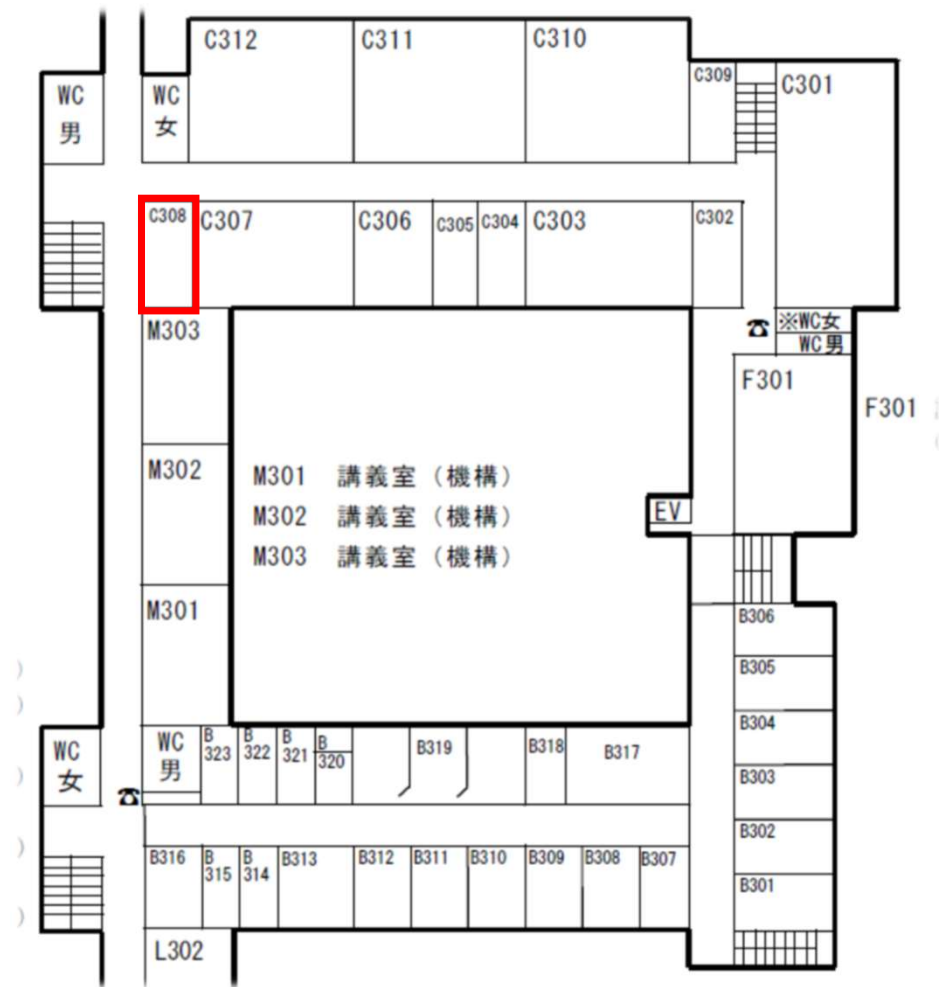
【所在地】

鶴甲第1キャンパス全体図



C棟

C棟（2階）平面図



【施設画像】 C棟外観



【別称等の掲示可能エリア（赤字で囲んだ部分）】

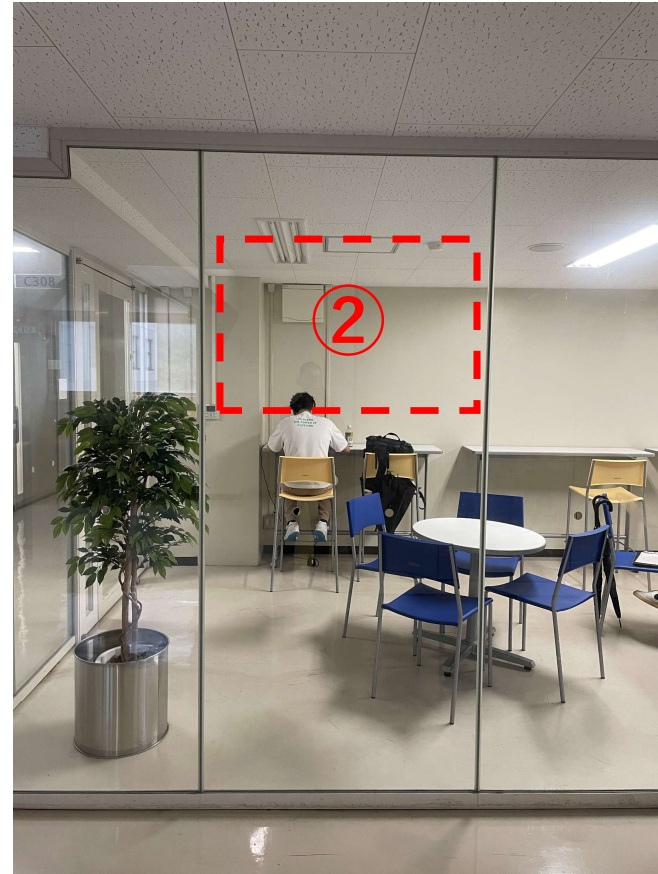
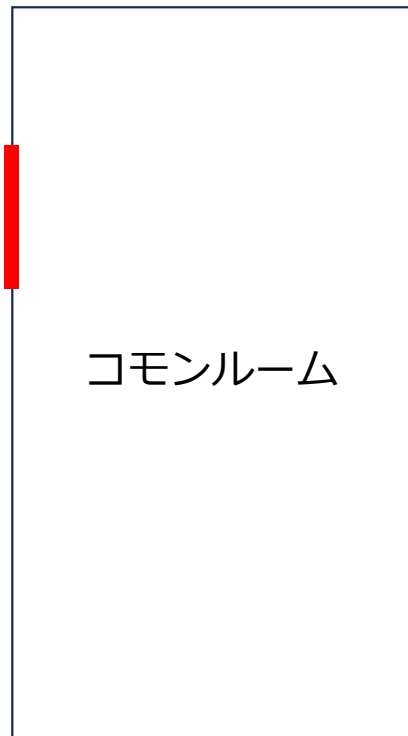


①コモンルーム北側ドアガラス面

W650mm×H450mmの範囲でサイン掲示可

※ベタ張りではなく抜き文字等で内部がよく見えるデザインをご提示ください。

【別称等の掲示可能エリア（赤字で囲んだ部分）】

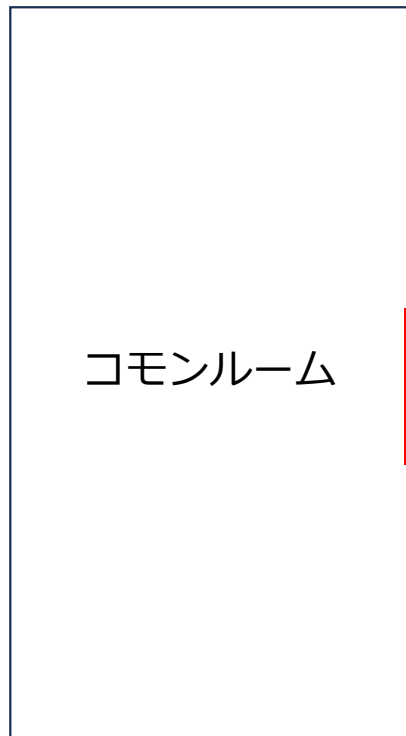


②コモンルーム西側ガラス面

W900mm×H600mmの範囲でサイン掲示可

※ベタ張りではなく抜き文字等で内部がよく見えるデザインをご提示ください。

【別称等の掲示可能エリア（赤字で囲んだ部分）】



③コモンルーム東側壁面
W1,000mm×H800mmの範囲でサイン掲示可

【別称等の掲示可能エリア（赤字で囲んだ部分）】



④コモンルーム北側インフォメーションボードA
W240mm×H75mmの範囲でサイン掲示可

【別称等の掲示可能エリア（赤字で囲んだ部分）】



⑤コモンルーム北側インフォメーションボードB
W108mm×H108mmの範囲でサイン掲示可

国立大学法人神戸大学ネーミングライツに関する協定書（案）

国立大学法人神戸大学（以下「甲」という。）と株式会社〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が管理する鶴甲第一キャンパスにおけるC棟2階 コモンルーム（以下「本施設」という。）に係る施設命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

- 第1条 本協定は、ネーミングライツに基づく愛称等の命名について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 甲は、甲の教育研究環境の向上を図るため、本施設のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その趣旨及び目的に賛同して、ネーミングライツ料を支払い、ネーミングライツの付与を受けるものとする。

（期間）

- 第2条 本協定の有効期間は、2026年11月1日から20××年×月×日まで（以下「協定期間」という。）とする。ただし、施設の改修工事等が生じたとき、又は甲が本施設を3ヶ月以上にわたり閉室するときは、甲は乙に速やかに通知するとともに、協定期間の短縮・中断・延長等について甲乙間で協議して定めることとする。

（協定の期間満了及び更新）

- 第3条 乙は、本協定の更新を希望するときは、協定期間満了の3カ月前までに、その旨を甲に書面で通知するものとし、甲は、申請受付後、必要な手続きを経て、乙へ優先交渉権を付与する。
- 2 甲は、前項による通知を受領したときは、乙との間で更新の成否について協議するものとする。
- 3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本協定は前条に定める期間の末日をもって終了する。

（ネーミングライツ）

- 第4条 甲は乙に対して以下の権利を付与する。

（1）ネーミングライツ

乙が申し入れ、甲が承認した「〇〇〇〇〇〇〇〇」（以下「別称等」という。）を本施設の別称等とする権利。ただし、正式名称は変更しない。

（2）別称等の掲示請求権

甲は乙に対し、乙が提示し甲が許可した場所及び設備等において、次の範囲で別称等のサイン及びインフォメーションボード（以下「サイン等」という。）を設置することを認める。

- ① C棟2階 コモンルーム（以下「コモンルーム」という。）北側のドアガラス面におけるサイン
横650ミリ、縦450ミリの範囲。
- ② コモンルーム西側のガラス面におけるサイン
横900ミリ、縦600ミリの範囲。
- ③ コモンルーム東側壁面スペースにおけるサイン
横1,000ミリ、縦800ミリの範囲。
- ④ コモンルーム北側におけるインフォメーションボードAにおけるサイン
横240ミリ、横75ミリの範囲。
- ⑤ コモンルーム北側におけるインフォメーションボードBにおけるサイン
横108ミリ、横108ミリの範囲。

(3) サイン等の内容及び設置方法等

サイン等の内容及び設置方法については別途甲乙協議のうえ、これを決定する。別称等の掲示物の所有権は、甲に帰属するものとする。ただし、本協定期間中、甲は、乙の事前の承諾なしに、サイン等を変更、撤去及び除却してはならない。

(4) 別称等の変更

協定期間中、別称等是不変しないものとする。ただし、甲又は乙が、別称等を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を求めることができ、相手方は誠意をもって協議するものとする。本協議の結果、別称等を変更しようとするときは、甲の別途定める審議を経るものとし、当該別称等変更に要する費用については、当該変更の申し入れを行った者の負担とし、甲乙協議のうえ決定する。

(5) 別称等の使用权

協定期間中、乙は本施設のネーミングライツ・パートナーであることを、乙が管理又は発行する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

甲は乙に対し、乙の広報活動において別称等、本施設の動画、静止画を使用することを認めるものとする。

また、同活動において、本施設及び本施設におけるイベント風景を静止画、動画及び音声等の形式で収録したものは、乙の責任において使用できるものとする。

(保証)

第5条 甲は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を保証する。

- (1) 甲が、本協定を締結する権利を有する唯一の者であること。
- (2) 甲が、本施設の所有権及び管理権（第三者に管理を委託する場合を含む。）を有する唯

一の者であること。

(3) 甲から第三者に対して前条の権利の全部又は一部を現在及び協定期間付与していないこと、かつ、本施設及び本協定の締結が何ら他人の権利その他を侵害していないこと。

(4) 甲が、本協定を締結するために必要な法令上の手続及び内部手続を完了していること。

(ネーミングライツ料)

第6条 本協定に基づくネーミングライツ料は、年額金〇〇〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税は別途）とする。ただし、年度途中の協定発効、更新、満了等により期間が1年に満たない場合は月割にて計算するものとし、本協定においては別紙のとおりとする。

2 乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲の発する請求書により、甲の定める納入期限（原則として、当該年度の5月末）までに納付しなければならない。ただし、協定締結年度分については、協定発効時期により別に定める。

3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、未払金につき、納入期日の翌日から支払った日までの期間の日数に応じ、金額に民法所定の利率を乗じて計算した金額に相当する延滞料を甲に支払わなければならない。

(義務)

第7条 甲は、以下の義務を負うものとする。

(1) 甲は、乙が本施設のネーミングライツ取得者であることの周知を図り、甲の規則類、組織内部における文章記載等や、入学試験時、外部へ本施設を貸与する場合を除き、本施設を表示又は呼称するときは、別称等を使用し、乙と協力して、別称等の定着に最大限の努力を行う。

(2) 甲は、本施設を利用する第三者に対して、甲の広報誌、ホームページ、案内図、資料等に本施設の別称等を表示又は呼称するあらゆる機会に別称等を使用させるように努めるものとする。この場合における費用については、乙は負担しない。

(3) 甲は、新聞、雑誌、テレビ等のマスコミが、本施設の名称を表示する場合に、別称等を使用させるよう努力するものとし、別称等以外の名称を使用する者に対しては乙と協議のうえ、甲の名前で訂正を求めるものとする。

(4) 甲は、合理的と考えられる頻度でサイン等が安全かつ適正に設置されているか確認する努力を行うとともに、サイン等が安全かつ適正に設置されていないことを確認した場合には、速やかに乙に通知するものとする。

(5) 甲は、本施設及びサイン等付近の美化に努めるものとする。掲示物等の設置については、美観等を十分に考慮して行うものとする。

(6) 甲は、本施設内の机や椅子等の備品について、故障や老朽化が目立つものについては、甲の判断により修繕もしくは交換するものとする。

2 乙は、以下の義務を負うものとする。

(1) サイン等の設置費用、修繕費用、維持管理費用及び再設置費用は乙の負担とする。

乙は、サイン等について、安全かつ適正な設置及び維持管理等を行わなければならない。

また、サイン等により、第三者に損害が発生した場合において、これについて乙の責めに帰すべき事由があるときの責任は、乙の負担とする。

(2) 本協定が終了する場合は、乙は、甲の承認を受け、第2条に定める期間の末日までに、乙の責任と費用負担によりサイン等を除却し、標示前と同様の状態に復旧するものとする。

(3) 前号のサイン等の除却及び復旧に乙が応じないときは、甲がサイン等を除却し、その費用の全額を乙に請求することを、乙は、あらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(知的財産権)

第8条 乙が、本協定の別称等に関して従前から保有し又は新たに取得した知的財産権（第三者に帰属する知的財産権であつて、乙が甲に対して使用許諾する権限を有するものを含む。）については、乙は、甲が、前条第1項第1号から第3号までに定める目的を達成するための範囲において、これを無償で使用することを認める。

2 前項に定める知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別途定める。

3 別称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

4 別称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

5 前2項に定める場合において、乙の責めに帰すべき事由により甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、直接の結果として現実に被った通常費用を直ちに支払う。

(本協定の解除)

第9条 甲及び乙は、本協定の相手方につき、次のいずれかの事実が生じた場合は、第2条に定める協定期間中であっても、何らの催告をすることなく、直ちに本協定を解除することができる。

(1) 本協定の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2) 正当な理由なく、本協定に定める義務を履行しないとき。

(3) 本協定に定める条項に違反したとき。

(4) 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。

(5) 乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。

(6) 甲が実施する改修工事等により、別称等の維持が困難となったとき。

(7) 災害により、サイン等の維持が困難となったとき。

2 乙が都合等によりネーミングライツを放棄し、本協定を解除するときは、3ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 前2項の規定により本協定の解除が行われた場合のサイン等の撤去については、第7条第2項第2号及び第3号の規定を準用する。

(ネーミングライツ料の返還)

第10条 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく甲の申し入れにより本協定が解除された場合、同条同項第4号及び第5号の規定により本協定が解除された場合並びに同条第2項の規定により乙の申し入れにより本協定が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第3号の規定に基づく乙の申し入れにより本協定が解除された場合、同条同項第6号及び第7号の規定により本協定が終了した場合、甲は、既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(損害の賠償)

第11条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本協定を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、賠償しなければならない。

(重大な事情変更)

第12条 甲及び乙は、第2条の協定期間中、重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、本協定の内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本協定の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、本協定の内容を変更することができる。

(委託)

第13条 甲及び乙は、本協定の履行に必要な行為を第三者に委託することができる。

(秘密保持)

第14条 甲及び乙は、本協定の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報(以下「秘密情報」という。)をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本協定の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(譲渡禁止)

第15条 甲及び乙は、本協定上の地位及び本協定から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設定し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

(疑義の解釈)

第16条 本協定に関し、疑義又は定めのない事項で解決を要する問題が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

(裁判管轄)

第17条 本協定に関し、紛争が生じた場合には、被告の本社（部）所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

〇〇〇〇年〇月〇日

甲 神戸市灘区六甲台町1番1号
国立大学法人神戸大学
契約担当役 理事
森山 睦 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇株式会社
〇〇 〇〇
〇〇 〇〇 印

別紙

(消費税及び地方消費税は別途)

年 度	金 額
年度 (年 月 ～ 年 月)	円
年度 (年 月 ～ 年 月)	円
年度 (年 月 ～ 年 月)	円
年度 (年 月 ～ 年 月)	円
合 計	円

国立大学法人神戸大学におけるネーミングライツに関する基本方針

平成30年2月20日

学 長 裁 定

1. 趣旨

教室等の壁面に法人等名のプレートを掲示するなどの方法を用いて法人等から本学の教育研究環境の向上を図るための財源を獲得しようとするものである。

2. 対象施設

対象とする施設は教室（講義室）、ラーニングコモンズ、オープンラボ、ホール等とし、当該施設を管理する部局と協議の上決定する。

3. 応募資格

応募できるのは、本学の理念及びビジョン並びに本学が教育研究機関であることを理解の上、教室等の壁面に法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマーク、愛称等を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を希望する法人等及び同法人等を斡旋できる法人等とする。ただし、本学にふさわしくないと認める法人等は、応募資格がないものとする。

4. 別称等の付与

- ・命名する別称等（法人等名、商標名、法人等ロゴ、シンボルマークや愛称などのこと）は対象施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、大学の信用又は品位を害するおそれのあるものや本学が別称等として適当ではないと認めるものは除く。
- ・別称等は、本学で審議の上、最終決定する。ただし、別称等の変更を求めることがある。
- ・混乱を避けるため、契約期間中の別称等変更はできないものとする。
- ・当該企業等の信用失墜行為等に伴い、対象施設のイメージが損なわれる恐れが生じた場合は、本学は契約期間を待たずに契約を解除できることとする。

5. 別称等の表示

別称等の表示に係る費用は、ネーミングライツについて落札した法人等が負担する。契約期間満了後の原状回復に係る費用も同様とする。